

井戸水や湧水を使用している食品関連事業者の皆様へ



# 年1回以上の水質検査が必要です

井戸水や湧水は、管理が不十分だと水源が汚染される可能性があります。特に湧水については、野生動物の排泄物等による細菌汚染も懸念されます。

安心して井戸水や湧水を飲むために、適切な管理を心がけ、定期的な水質検査を行いましょう。

## 飲用に適する水の水質検査項目（11項目）

検査項目	基準
一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
大腸菌	検出されないこと。
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること。
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。
塩化物イオン	200mg/L以下であること。
有機物	3mg/L以下であること。
pH値	5.8以上8.6以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。

# チェックリスト

## 毎日 すること

- 水の色、味、匂いに異常はないか
- 井戸や湧水の水源の周辺は清潔か
- 動物等の侵入はないか
- 井戸や取水設備などに異常はないか
- (コップ等を置いている場合) 汚れや破損はないか
- (消毒装置を使用している場合) 正常に稼働しているか、適切に点検しているか

## 年1回以上 すること

- 水質検査(11項目※)  
※製造する食品によって項目数が変わります

水道法で登録されている検査機関はこちら



<https://www.env.go.jp/content/000210937.pdf>

※大分県内では、(公社)大分県薬剤師会検査センターが登録されています。  
県外の検査機関であっても、大分県の水質検査を受入れている検査機関もあります。

(公社)大分県薬剤師会検査センター

TEL 097-544-4400 / HP <http://www.oitakensa.jp/>

大分県生活環境部 食品・生活衛生課